

別添3

社会医療法人の定款例	備 考
<p style="text-align: center;">社会医療法人 会定款</p> <p style="text-align: center;">第1章 名称及び事務所</p> <p>第1条 本社は、社会医療法人 会と称する。</p> <p>第2条 本社は、事務所を 県 郡(市) 町(村) 番地に置く。</p> <p style="text-align: center;">第2章 目的及び事業</p> <p>第3条 本社は、病院(診療所、介護老人保健施設、介護医療院)を経営し、科学的でかつ適正な医療(及び要介護者に対する看護、医学的管理下の介護及び必要な医療等)を普及することを目的とする。</p> <p>第4条 本社の開設する病院(診療所、介護老人保健施設、介護医療院)の名称及び開設場所は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 病院 県 郡(市) 町(村)</p> <p>(2) 診療所 県 郡(市) 町(村)</p> <p>(3) 園 県 郡(市) 町(村)</p> <p>(4) 介護医療院 県 郡(市) 町(村)</p> <p>2 本会社が 市(町、村)から指定管理者として指定を受けて管理する病院(診療所、介護老人保健施設、介護医療院)の名称及び開設場所は、次のとおりとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・社会医療法人は、医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)第30条の37に規定する基金制度を採用することができないため、基金制度を採用する医療法人が社会医療法人の認定を受ける場合には、拠出者に基金を返還し、定款から基金の章を削除することが必要であること。 ・医療法人 会から社会医療法人 会への名称の変更については、登記事項の変更の登記(組合等登記令(昭和39年政令第29号)第6条参照)及び登記事項変更登記完了の届出(医療法施行令(昭和23年政令第326号)第5条の12参照)が必要であること。 ・事務所については、複数の事務所を有する場合は、すべてこれを記載し、かつ、主たる事務所を定めること。 ・病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院のうち、開設する施設を掲げる。(以下、第4条第1項及び第2項、第5条並びに第29条第4項において同じ。) ・本項には、地方自治法(昭和22年法律第67号)に基づいて行う指定管理者として管理す

- (1) 病院 県 郡(市) 町(村)
- (2) 診療所 県 郡(市) 町(村)
- (3) 園 県 郡(市) 町(村)
- (4) 介護医療院 県 郡(市) 町(村)

3 本団が 県知事から社会医療法人として認定を受けて実施する救急医療等確保事業に係る業務及び病院(診療所)の名称は、次のとおりとする。

- (1) 県医療計画に記載された救急医療(病院)
- (2) 県医療計画に記載された災害医療(病院)
- (3) 県医療計画に記載されたへき地医療(診療所)
- (4) 県医療計画に記載された周産期医療(病院)
- (5) 県医療計画に記載された小児救急医療(病院)

第5条 本団は、前条に掲げる病院(診療所、介護老人保健施設、介護医療院)を経営するほか、次の業務を行う。

看護師養成所の経営

第6条 本団は、前2条に掲げる業務のほか、次の収益業務を行う。

- (1) 駐車場業
- (2) 料理品小売業

第3章 資産及び会計

第7条 本団の資産は次のとおりとする。

- (1) 設立当時の財産
- (2) 設立後寄附された金品
- (3) 事業に伴う収入
- (4) その他の収入

2 本団の設立当時の財産目録は、主たる事務所において備え置くものとする。

第8条 本団の資産のうち、次に掲げる財産を基本財産とする。

る病院(診療所、介護老人保健施設、介護医療院)の名称及び開設場所を掲げる。行わない場合には、掲げる必要はない。(以下、第29条第4項及び第30条第5項において同じ。)

・本項には、医療法(昭和23年法律第205号。以下「法」という。)第42条の2第1項第4号の規定に基づいて行う救急医療等確保事業に係る業務及び法第42条の2第1項第5号の基準に適合する病院又は診療所を掲げる。

・当該医療法人が開設する病院又は診療所のうち、1以上(2以上の都道府県の区域において病院又は診療所を開設する医療法人にあっては、原則、それぞれの都道府県で1以上)のものが、法第42条の2第1項第5号の基準に適合していることが必要であること。

・本条には、法第42条各号の規定に基づいて行う附帯業務を掲げる。行わない場合には、掲げる必要はない。

・本条には、法第42条の2第1項の規定に基づいて行う収益業務を掲げる。行わない場合には、掲げる必要はない。

・不動産、運営基金等重要な資産は、基本財産とすることが

(1) 前条第1項第1号の財産中の不動産及び金 万円

(2) 基本財産に編入すべきものとして指定された寄附金品

2 基本財産は処分し、又は担保に供してはならない。ただし、特別の理由のある場合には、理事会及び社員総会の議決を経て、処分し、又は担保に供することができる。

第9条 本団体の資産は、社員総会又は理事会で定めた方法によって、理事長が管理する。

2 前項の資産のうち、財産の取得又は改良に充てるための資金及び次に掲げる将来の特定の事業の実施のために特別に支出する費用に係る支出に充てるために保有する特定事業準備資金については、他の資金と明確に区分して管理するものとする。

(1) 病院の病床の増床（平成 年実施予定）

(2) 診療所の新規開設（平成 年実施予定）

(3) 介護老人保健施設の新規開設（平成 年実施予定）

(4) 介護医療院の新規開設（平成 年実施予定）

(5) 訪問看護ステーションの新規開設（平成 年実施予定）

3 前項の資金は、当該資金の目的である支出に充てる場合を除き、取り崩すことができない。ただし、当該資金の目的である財産を取得せず、若しくは改良しない場合又は事業を行わない場合にあつては、理事会及び社員総会の議決を経て、取り崩すものとする。

第10条 資産のうち現金は、医業経営の実施のため確実な銀行又は信託会社に預け入れ若しくは信託し、又は国公債若しくは確実な有価証券に換え保管するものとする。

第11条 本団体の収支予算は、毎会計年度開始前に理事会及び社員総会の議決を経て定める。

第12条 本団体の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

第13条 本団体の決算については、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び社会医療法人の要件に該当する旨を説明する書類（以下「事業報告書等」という。）を作成し、監事の監査、理事会の承認及び社員総会の承認を受けなければならない。

望ましい。

- ・財産の取得又は改良に充てるための資金及び特定事業準備資金は、他の資金と明確に区分して経理されていること。
- ・特定事業準備資金を保有しない場合については、「2 前項の資産のうち、財産の取得又は改良に充てるための資金については、他の資金と明確に区分して管理するものとする。」、「3 前項の資金は、当該資金の目的である支出に充てる場合を除き、取り崩すことができない。ただし、当該資金の目的である財産を取得せず、又は改良しない場合にあつては、理事会及び社員総会の議決を経て、取り崩すものとする。」とする。

- ・任意に1年間を定めても差し支えない。（法第53条参照）
- ・法第54条の2第1項に規定する社会医療法人債を発行した医療法人（以下「社会医療法人債発行法人」という。）については、「事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、附属明細表及び社会医療法人の要件に該当する旨を説明する書類（以下「事業報告書等」とい

2 本社は、事業報告書等、監事の監査報告書及び本社の定款を事務所に備えて置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

3 本社は、毎会計年度終了後3月以内に、事業報告書等及び監事の監査報告書を 県知事に届け出なければならない。

第14条 決算の結果、剰余金を生じたとしても、配当してはならない。

第4章 社員

第15条 本社の社員中、親族等の数は、社員の総数の3分の1を超えて含まれてはならない。

第16条 本社の社員になろうとする者は、社員総会の承認を得なければならない。

2 本社は、社員名簿を備え置き、社員の変更があるごとに必要な変更を加えなければならない。

第17条 社員は、次に掲げる理由によりその資格を失う。

う。)とする。

- ・社会医療法人債発行法人については、「事業報告書等、監事の監査報告書、公認会計士又は監査法人の監査報告書及び本社の定款」とする。
- ・社会医療法人債発行法人については、「事業報告書等、監事の監査報告書及び公認会計士又は監査法人の監査報告書」とする。
- ・2以上の都道府県の区域において病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人については、主たる事務所の所在地の都道府県知事に届け出るものとする。

- ・社員の親族等とは、次に掲げる者とする。

社員のいずれか1人に掲げる者の配偶者及び三親等以内の親族に掲げる者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

に掲げる者の使用人及び使用人以外の者で当該社員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

又は に掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの

- (1) 除 名
- (2) 死 亡
- (3) 退 社

2 社員であつて、社員たる義務を履行せず本社の定款に違反し又は品位を傷つける行為のあつた者は、社員総会の議決を経て除名することができる。

第 18 条 やむを得ない理由のあるときは、社員はその旨を理事長に届け出て、退社することができる。

第 5 章 社員総会

第 19 条 理事長は、定時社員総会を、毎年 回、 月に開催する。

2 理事長は、必要があると認めるときは、いつでも臨時社員総会を招集することができる。

3 理事長は、総社員の 5 分の 1 以上の社員から社員総会の目的である事項を示して臨時社員総会の招集を請求された場合には、その請求があつた日から 20 日以内に、これを招集しなければならない。

4 社員総会の招集は、期日の少なくとも 5 日前までに、その社員総会の目的である事項、日時及び場所を記載し、理事長がこれに記名した書面で社員に通知しなければならない。

第 20 条 社員総会の議長は、社員の中から社員総会において選任する。

第 21 条 次の事項は、社員総会の議決を経なければならない。

- (1) 定款の変更
- (2) 基本財産の設定及び処分（担保提供を含む。）
- (3) 毎事業年度の事業計画の決定又は変更
- (4) 財産の取得又は改良に充てるための資金の保有額の決定及び取崩し
- (5) 将来の特定の事業の計画及び変更並びに特定事業準備資金の積立額の決定及び取崩し
- (6) 収支予算及び決算の決定又は変更
- (7) 重要な資産の処分
- (8) 借入金額の最高限度の決定
- (9) 理事及び監事に対する報酬等の支給の基準の決定及び変更
- (10) 社員の入社及び除名
- (11) 本社の解散
- (12) 他の医療法人との合併契約の締結

2 その他重要な事項についても、社員総会の議決を経ることができる。

・退社について社員総会の承認の議決を要することとしても差し支えない。

・定時社員総会は、収支予算の決定と決算の決定のため年 2 回以上開催することが望ましい。

・ 5 分の 1 を下回る割合を定めることもできる。

・招集の通知は、定款で定めた方法により行う。書面のほか電子的方法によることも可。

第22条 社員総会は、総社員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、決議することができない。

2 社員総会の議事は、法令又はこの定款に別段に定めがある場合を除き、出席した社員の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 前項の場合において、議長は、社員として議決に加わることができない。

第23条 社員は、社員総会において各1個の議決権及び選挙権を有する。

第24条 社員総会においては、あらかじめ通知のあった事項のほかは議決することができない。ただし、急を要する場合はこの限りではない。

2 社員総会に出席することのできない社員は、あらかじめ通知のあった事項についてのみ書面をもって議決権及び選挙権を行使することができる。

第25条 社員総会の議決事項につき特別の利害関係を有する社員は、当該事項につきその議決権を行使できない。

第26条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

第27条 社員総会の議事についての細則は、社員総会で定める。

第6章 役員

第28条 本団に、次の役員を置く。

(1) 理事 6名以上 名以内
うち理事長1名

(2) 監事 2名以上 名以内

第29条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 本団の役員を選任するにあたっては、理事は6名を、監事は2名をそれぞれ下ることがなく、かつ、親族等の数は、役員総数の3分の1を、他の同一の団体の理事等の数は、理事及び監事のそれぞれの数の3分の1を超えて含まれない。なお、監事については、他の役員親族等が含まれてはならない。

・理事は6名以上、監事は2名以上を置かなければならない。

・役員親族等とは、次に掲げる者とする。

役員いずれか1人に掲げる者の配偶者及び三親等以内の親族

に掲げる者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

に掲げる者の使用人及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

又は に掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの

3 理事長は、理事会において、理事の中から選出する。

4 本団が開設（指定管理者として管理する場合を含む。）する病院（診療所、介護老人保健施設、介護医療院）の管理者は、必ず理事に加えなければならない。

5 前項の理事は、管理者の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。

6 理事又は監事のうち、その定数の5分の1を超える者が欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。

第30条 理事長は本団を代表し、本団の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。

2 理事長は、医療法人の業務を執行し、
（例1）3箇月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（例2）毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の

・他の同一の団体の理事等とは、次に掲げる者とする。

他の同一の団体（公益社団法人又は公益財団法人又は医師会、医会及び学会等の医学若しくは医術又は公衆衛生に関する学術団体であって法人格を有するもの（医師以外をその構成員とするものを除く。）を除く。以下同じ。）の理事又は使用人である者

他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理者の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

・病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院を2以上開設する場合において、都道府県知事（2以上の都道府県の区域において病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人については主たる事務所の所在地の都道府県知事）の認可を受けた場合は、管理者（指定管理者として管理する病院等の管理者を除く。）の一部を理事に加えられないことができる。（法第46条の5第6項参照）

・理事の職への再任を妨げるものではない。

・この報告は、現実に開催された理事会において行わなければならない。報告を省略することはできない。

職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

3 理事長に事故があるときは、理事長があらかじめ定めた順位に従い、理事がその職務を行う。

4 監事は、次の職務を行う。

(1) 本団体の業務を監査すること。

(2) 本団体の財産の状況を監査すること。

(3) 本団体の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後3月以内に社員総会及び理事会に提出すること。

(4) 第1号又は第2号による監査の結果、本団体の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくはこの定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを 県知事、社員総会又は理事会に報告すること。

(5) 第4号の報告をするために必要があるときは、社員総会を招集すること。

(6) 理事が社員総会に提出しようとする議案、書類、その他の資料を調査し、法令若しくはこの定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を社員総会に報告すること。

5 監事は、本団体の理事又は職員（本団体の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者その他の職員を含む。）を兼ねてはならない。

第31条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、第28条に定める員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

第32条 役員は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事の解任の決議は、出席した社員の議決権の3分の2以上の賛成がなければ、決議することができない。

第33条 役員の報酬については勤務実態に即して支給することとし、役員の地位にあることのみによっては支給しない。

第34条 役員の報酬等は別に定める基準により支給する。

第35条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

(1) 自己又は第三者のためにする本団体の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにする本団体との取引

(3) 本団体がその理事の債務を保証することその他その理事以外の者との間における本団体とその理事との利益が相反

・ 3分の2を上回る割合を定めることもできる。

する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

第36条 本社は、役員が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として、理事会の決議により免除することができる。

2 本社は、役員との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任について、当該役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときに、損害賠償責任の限定契約を締結することができる。ただし、その責任の限度額は、円以上で本会社があらかじめ定めた額と法令で定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第7章 理事会

第37条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

第38条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 本社の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長の選出及び解職
- (4) 重要な資産の処分及び譲受けの決定
- (5) 多額の借財の決定
- (6) 重要な役割を担う職員の選任及び解任の決定
- (7) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止の決定

第39条 理事会は、理事長が招集する。この場合、理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

2 理事長は、必要があると認めるときは、いつでも理事会を招集することができる。

3 理事会を構成する理事の3分の1以上から連名をもって理事会の目的たる事項を示して請求があったときは、理事長は理事会を招集しなければならない。

4 理事会の招集は、期日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して理事会を招集する旨の通知を発しなければならない。

5 前項にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催できる。

第40条 理事会の議長は、理事長とする。

第41条 理事は、理事会において各1個の議決権及び選挙権を有する。ただし、理事会の議決事項につき特別の利害関係を有する者は、当該事項につきその議決権を行使できない。

第42条 理事会の決議は、法令又はこの定款に別段に定めがあ

・ 本条を規定するか否かは任意。

・ 1週間を下回る期間を定めることもできる。

る場合を除き、議決事項について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、第21条第1号から第8号までに掲げる事項は、理事会において特別の利害関係を有する理事を除く理事の3分の2以上の多数による議決を必要とする。

3 第1項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について特別の利害関係を有する理事を除く理事全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事はその提案について異議を述べたときはこの限りでない。

第43条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 理事会に出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。

第44条 理事会の議事についての細則は、理事会で定める。

第8章 定款の変更

第45条 この定款は、社員総会の議決を経、かつ、県知事の認可を得なければ変更することができない。

第9章 解散及び合併

第46条 本社は、次の事由によって解散する。

- (1) 目的たる業務の成功の不能
- (2) 社員総会の決議
- (3) 社員の欠亡
- (4) 他の医療法人との合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 設立認可の取消し

2 本社は、総社員の4分の3以上の賛成がなければ、前項第2号の社員総会の決議をすることができない。

3 第1項第1号又は第2号の事由により解散する場合は、県知事の認可を受けなければならない。

第47条 本会社が解散したときは、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、理事がその清算人となる。ただし、社員総会の議決によって理事以外の者を選任することができる。

2 清算人は、社員の欠亡による事由によって本会社が解散した場合には、県知事にその旨を届け出なければならない。

3 清算人は、次の各号に掲げる職務を行い、又、当該職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。

- (1) 現務の結了

・過半数を上回る割合を定めることもできる。

・本項を規定するか否かは任意。

・署名し、又は記名押印する者を、理事会に出席した理事長及び監事とすることも可。

(2) 債権の取立て及び債務の弁済

(3) 残余財産の引渡し

第48条 本団が解散した場合の残余財産は、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、国若しくは地方公共団体又は他の社会医療法人に帰属させるものとする。

第49条 本団は、総社員の同意があるときは、 県知事の認可を得て、他の社団たる医療法人又は財団たる医療法人と合併することができる。

第10章 雑則

第50条 本団の公告は、

(例1) 官報に掲載する方法

(例2) 新聞に掲載する方法

(例3) 電子公告(ホームページ)

によって行う。

(例3の場合)

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報(又は 新聞)に掲載する方法によって行う。

第51条 この定款の施行細則は、理事会及び社員総会の議決を経て定める。